



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷発行人 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次

- ▽神戸アートビレッジセンター条例の一部を改正する条例 [文化スポーツ局文化交流課] 1573
- ▽神戸市議会議員又は神戸市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例 [選挙管理委員会事務局] 1582

## 規則

- ▽神戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則 [文化スポーツ局スポーツ企画課] 1589
- ▽神戸市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 [文化スポーツ局中央図書館総務課] 1596
- ▽神戸市開発事業の手続及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則 [企画調整局未来都市推進課] 1597

## 告示

- ▽神戸市神鉄シニア利用促進バス「神鉄シーパスイオン北神」神戸市営地下鉄三宮駅定期券発売所における販売委託業務に係る手数料の徴収業務の委託 [都市局交通政策課] 1600
- ▽港湾施設の規模の変更（新港ふ頭地域道路（第2突堤）） [港湾局経営課] 1600
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（印路自治会） [企画調整局参画推進課] 1600
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（境ヶ丘水交会） [企画調整局参画推進課] 1602
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（松風台自治会） [企画調整局参画推進課] 1602
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（天ヶ岡自治会） [企画調整局参画推進課] 1603

- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（本多聞6丁目自治会） [企画調整局参画推進課] 1604
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（矢元台自治会） [企画調整局参画推進課] 1605
- ▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局西部建設事務所] 1605
- ▽住居表示実施による町及び字の区域およびその名称の変更案（垂水区みずぎ台） [行財政局住民課] 1607
- ▽生活保護法等による医療機関の指定 [福祉局保護課] 1610
- ▽生活保護法等による指定医療機関の名称等の変更 [福祉局保護課] 1610
- ▽生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止 [福祉局保護課] 1611
- ▽生活保護法等による施術者の指定 [福祉局保護課] 1611
- ▽生活保護法等による指定施術者の事業の廃止 [福祉局保護課] 1612
- ▽生活保護法等による介護機関の指定 [福祉局保護課] 1612
- ▽生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更 [福祉局保護課] 1613
- ▽生活保護法等による指定介護機関の事業の廃止 [福祉局保護課] 1614

## 公告

- ▽土地利用条件付き入札による契約の締結（西神住宅第2団地） [都市局新都市管理課] 1614
- ▽都市計画法による神戸国際港都建設道路事業の認可（3.3.1号有野藤原線） [建設局道路工務課] 1618
- ▽都市計画法による神戸国際港都建設道路事業の認可に係る図書の写しの縦覧（3.3.1号有野藤原線） [建設局道路工務課] 1619

## 水道局

- ▽神戸市指定給水装置工事事業者の廃止 [水道局配水課] 1619

## 人事委員会

▽神戸市職員採用試験（選考）案内  
[人事委員会事務局任用課] 1620

## その他

▽令和3年度神戸市職員共済組合決算  
[神戸市職員共済組合] 1620

条 例

神戸アートビレッジセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月4日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第4号

神戸アートビレッジセンター条例の一部を改正する条例

神戸アートビレッジセンター条例（平成8年4月条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>新開地アートひろば条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 市民を取り巻く芸術その他の文化の発展を図るとともに、地域の振興に寄与するため、<u>子どもをはじめとするあらゆる世代の人々の交流による芸術その他の文化の創造、育成及び情報発信の拠点として新開地アートひろば</u>（以下「<u>ひろば</u>」という。）を設置する。</p> <p>（位置）</p>	<p><u>神戸アートビレッジセンター条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 市民を取り巻く芸術その他の文化の発展を図るとともに、地域の振興に寄与するため、芸術その他の文化の創造、育成及び情報発信の拠点として<u>神戸アートビレッジセンター</u>（以下「<u>センター</u>」という。）を設置する。</p> <p>（位置）</p>

第2条 ひろばの位置は、次のとおりとする。

神戸市兵庫区新開地5丁目3番14号

(事業)

第3条 ひろばにおいては、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1)～(3) [略]

(施設)

第4条 ひろばに次に掲げる施設を置く。

(1) [略]

(2) 多目的稽古場

(3)～(7) [略]

(使用の許可)

第5条 施設（前条第7号の施設を除く。第8条において同じ。）又はその附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、ひろばの管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可にひろばの管理運営上必要な条件を付し、

第2条 センターの位置は、次のとおりとする。

神戸市兵庫区新開地5丁目3番14号

(事業)

第3条 センターにおいては、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1)～(3) [略]

(施設)

第4条 センターに次に掲げる施設を置く。

(1) [略]

(2) 視聴覚ホール

(3) 多目的稽古場

(4)～(8) [略]

(使用の許可)

第5条 施設（前条第8号の施設を除く。第8条において同じ。）又はその附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、センターの管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可にセンターの管理運営上必要な条件を付

又はこれを変更することができる。

(許可の基準)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可をしてはならない。

(1) [略]

(2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。

(3) [略]

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可をしないことができる。

(1) ひろばの管理運営上支障があると認められるとき。

(2) [略]

(利用料金)

第9条 指定管理者にひろばの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として收受させる。

2～5 [略]

(許可の取消し等)

第12条 [略]

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し前項に規定する処分をすることができる。

し、又はこれを変更することができる。

(許可の基準)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可をしてはならない。

(1) [略]

(2) 施設又はその附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。

(3) [略]

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可をしないことができる。

(1) センターの管理運営上支障があると認められるとき。

(2) [略]

(利用料金)

第9条 指定管理者にセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として收受させる。

2～5 [略]

(許可の取消し等)

第12条 [略]

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し前項に規定する処分をすることができる。

(1) ひろばの管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。

(2) [略]

(入館の制限等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、ひろばへの入館を拒絶し、又はひろばからの退館を命ずることができる。

(1)～(3) [略]

(4) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがある者

(5) [略]

(行為の禁止)

第14条 何人もひろば内において、ひろばの管理上支障がある行為で規則で定めるものをしてはならない。

(立入り等)

第15条 指定管理者は、ひろばの管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

(損害の賠償等)

第17条 ひろば内において、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその

(1) センターの管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。

(2) [略]

(入館の制限等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を拒絶し、又はセンターからの退館を命ずることができる。

(1)～(3) [略]

(4) 施設又はその附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがある者

(5) [略]

(行為の禁止)

第14条 何人もセンター内において、センターの管理上支障がある行為で規則で定めるものをしてはならない。

(立入り等)

第15条 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

(損害の賠償等)

第17条 センター内において、施設又はその附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、これを原状に

損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第18条 市長は、次に掲げるひろばの管理に関する業務を指定管理者に行わせるものとする。

- (1) [略]
- (2) ひろばの利用及びその制限に関する業務
- (3) ひろばの維持管理に関する業務

(4) [略]

2 [略]

(施行細目の委任)

第19条 ひろばの使用時間及び休館日その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 [略]

(指定管理者不在等期間におけるひろばの管理に関する業務)

2 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時(以下「指定管理者不在等開始時」という。)からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間

回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第18条 市長は、次に掲げるセンターの管理に関する業務を指定管理者に行わせるものとする。

- (1) [略]
- (2) センターの利用及びその制限に関する業務

(3) センターの維持管理に関する業務

(4) [略]

2 [略]

(施行細目の委任)

第19条 センターの使用時間及び休館日その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 [略]

(指定管理者不在等期間におけるセンターの管理に関する業務)

2 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時(以下「指定管理者不在等開始時」という。)からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間

(以下「指定管理者不在等期間」という。)における第5条第1項及び第2項、第6条、第7条第1項及び第2項、第8条、第10条第1項、第12条第1項及び第2項、第13条、第15条並びに第16条第2項の規定の適用については、第5条第1項中「ひろばの管理について地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)」とあるのは「市長」と、第5条第2項、第6条、第7条第1項及び第2項、第8条、第10条第1項、第12条第1項及び第2項、第13条、第15条並びに第16条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

3、4 [略]

(以下「指定管理者不在等期間」という。)における第5条第1項及び第2項、第6条、第7条第1項及び第2項、第8条、第10条第1項、第12条第1項及び第2項、第13条、第15条並びに第16条第2項の規定の適用については、第5条第1項中「センターの管理について地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)」とあるのは「市長」と、第5条第2項、第6条、第7条第1項及び第2項、第8条、第10条第1項、第12条第1項及び第2項、第13条、第15条並びに第16条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

3、4 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前

別表(第9条関係)

(1) 多機能ホール、視聴覚ホール、多目的稽古場、スタジオ、工房、ギャラリ―及び会議室の利用料金

施設の名称	利用料金						
	使用時間	午前(午前10時から午後0時30分まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後10時まで)	午前・午後(午前10時から午後5時まで)	午後・夜間(午後1時から午後10時まで)	終日(午前10時から午後10時まで)
多機能ホール	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
視聴覚ホール	平日	5,000円	6,000円	7,000円	10,000円	12,000円	16,000円
	土曜日、日曜日及び休日	6,000円	7,000円	8,000円	12,000円	14,000円	18,000円
<u>多目的稽古場</u>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
工房	1	1,100円	1,600円	1,800円	2,400円	3,000円	3,800円
	2	シルクスクリーン印刷機(セミオート式)を使用するとき。	1,800円	2,600円	2,900円	4,000円	6,200円
		シルクスクリーン印刷機(手刷り式)を使用するとき。	900円	1,300円	1,400円	2,000円	3,100円
ギャラリ―	全面	1日につき4,500円					
	半面	1日につき2,250円					
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考

- 1 使用者が多機能ホール、視聴覚ホール、多目的稽古場、スタジオ、工房、ギャラリ―又は会議室を使用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときの利用料金の額は、この表に規定する額にそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

改正後

別表(第9条関係)

(1) 多機能ホール、多目的稽古場、スタジオ、工房、ギャラリ―及び会議室の利用料金

施設の名称	利用料金						
	使用時間	午前(午前10時から午後0時30分まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後10時まで)	午前・午後(午前10時から午後5時まで)	午後・夜間(午後1時から午後10時まで)	終日(午前10時から午後10時まで)
多機能ホール	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
<u>多目的稽古場</u>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
工房	1人につき	900円	1,300円	1,400円	2,000円	2,400円	3,100円
ギャラリ―		1日につき4,500円					
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考

- 1 使用者が多機能ホール、多目的稽古場、スタジオ、工房、ギャラリ―又は会議室を使用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときの利用料金の額は、この表に規定する額にそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1) 入場者から2,500円以上の入場料、受講料その他の対価を収受するとき。  
200パーセント

(2) 営利を目的として使用するとき。 500パーセント

2 使用者が多機能ホール、視聴覚ホール又は多目的稽古場を使用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときの利用料金の額は、この表に規定する額にそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1)、(2) [略]

3 許可された使用時間以外の時間を使用した場合の超過利用料金の額は、30分につき、次の各号に掲げる施設の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、30分未満の端数は、30分として計算する。

(1) 多機能ホール 4,300円  
(2) 視聴覚ホール 1,800円

4 [略]

(2) [略]

(1) 入場者から3,500円を超える入場料、受講料その他の対価を収受するとき。 200パーセント

(2) 営利を目的として使用するとき(自ら制作した作品を販売する場合で市長が特に認めるものを除く。)。 500パーセント

2 使用者が多目的稽古場を使用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときの利用料金の額は、この表に規定する額にそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1)、(2) [略]

3 使用者が多機能ホールを使用する場合において、練習、準備、撤去等のために使用するときの利用料金の額は、この表に規定する額に50パーセントを乗じて得た額とする。

4 使用者が多機能ホールを使用する場合において、許可された使用時間以外の時間を使用した場合の超過利用料金の額は、30分につき4,300円とする。この場合において、30分未満の端数は、30分として計算する。

5 [略]

(2) [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の新開地アートひろば条例（以下「新条例」という。）を施行するために必要な新開地アートひろばに係る新条例第5条第1項の許可、新条例第9条第1項の利用料金の収受その他必要な行為は、この条例の施行の日前においても、新条例の規定の例によりすることができる。

神戸市議会議員又は神戸市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月6日

神戸市長 久元喜造

神戸市条例第5号

神戸市議会議員又は神戸市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

神戸市議会議員又は神戸市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成5年4月条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、<u>第142条第11項</u>及び第143条第15項の規定に基</p>	<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、<u>第142条第1項第5号</u>及び第143条第15項の規</p>

づき、市議会議員又は市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。

(公費の支払)

第5条 本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第3条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) [略]

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合  
当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自

定に基づき、市議会議員又は市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。

(公費の支払)

第5条 本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第3条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) [略]

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合  
当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自

動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が1万6,100円を超える場合には、1万6,100円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。))が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項又は第127条の規定により投票を行わないこととなった場合には、法第100条第5項の規定による告示の日。第7条において同じ。)までの日数を乗じて得た

動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が1万5,800円を超える場合には、1万5,800円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。))が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項又は第127条の規定により投票を行わないこととなった場合には、法第100条第5項の規定による告示の日。第7条において同じ。)までの日数を乗じて得た

金額に達するまでの部分の金額であることにつき、市委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）

ウ [略]

(公費の支払)

第10条 本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第5号の規定に基づき頒布することができる枚数の範囲内のものであることにつき、市委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第8条後段において準用する第3条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

金額に達するまでの部分の金額であることにつき、市委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）

ウ [略]

(公費の支払)

第10条 本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第5号の規定に基づき頒布することができる枚数の範囲内のものであることにつき、市委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第8条後段において準用する第3条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円73銭

(2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 38万6,500円と5円18銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）

（公費の支払）

第14条 本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区（市長の選挙については、当該選挙が行われる区域。以下同じ。）におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつ

(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円51銭

(2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 37万5,500円と5円2銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）

（公費の支払）

第14条 本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区（市長の選挙については、当該選挙が行われる区域。以下同じ。）におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつ

き、市委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 541円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。次号において同じ。）

(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額に58万6,905円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

き、市委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 525円6銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。次号において同じ。）

(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 27円50銭にその500を超える数を乗じて得た金額に57万3,030円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の神戸市議会議員又は神戸市長の選挙における選挙運

動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示される選挙については、なお従前の例による。

規 則

神戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月1日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第22号

神戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市公民館条例施行規則（令和3年3月規則第74号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（使用の許可）</p> <p>第2条 条例第5条第1項の規定により施設（条例第4条の表に規定するロビーその他の便益施設を除く。）又はその附属設備（以下「施設等」という。）の使用の許可を受けようとする者は、使用しようとする日の<u>4開館日（第9条第1項に規定する休館日ではない日をいう。）前</u>の日までに、様式第1号による神戸市公民館使用許可申請書を市長に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">（使用の許可）</p> <p>第2条 条例第5条第1項の規定により施設（条例第4条の表に規定するロビーその他の便益施設を除く。）又はその附属設備（以下「施設等」という。）の使用の許可を受けようとする者は、使用しようとする日の<u>4日前の日（当該日が第9条第1項に規定する休館日に当たるときは、当該休館日の翌日）</u>までに、様式第1号による神戸市公民館使用許可申請書を市長に提出しなければならない。</p>

2 前項の規定による申込みの受付は、使用しようとする日の2月前の日の属する月の初日（当該日が第9条第1項に規定する休館日に当たるときは、当該休館日の翌日）から行う。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 [略]

（使用料の後納）

第4条 条例第9条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。

(1) [略]

(2) 神戸市地域サービス情報システムの利用により許可を受けて施設等を使用するとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がやむを得ないと認めるとき。

（使用料の減免）

第5条 [略]

2 条例第10条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、様式第3号による神戸市公民館使用料減免申請書に市長が必要があると認める書類を添えて、第2条第1項の規定による申請と同時に市長に提出しなければならない。

（使用料の返還）

第6条 [略]

2 前項の規定による申込みの受付は、使用しようとする日の2月前の日の属する月の初日（当該日が第9条に規定する休館日に当たるときは、当該休館日の翌日）から行う。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 [略]

（使用料の後納）

第4条 条例第9条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。

(1) [略]

(2) 前号に掲げるもののほか、市長がやむを得ないと認めるとき。

（使用料の減免）

第5条 [略]

2 条例第10条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、様式第3号による神戸市公民館使用料減免申請書に市長が必要があると認める書類を添えて、第2条第2項の規定による申請と同時に市長に提出しなければならない。

（使用料の返還）

第6条 [略]

2 条例第11条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、様式第4号による神戸市公民館使用料返還申請書に様式第2号の神戸市公民館使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第1項第1号及び第4号に定める理由により返還する使用料が生じたときは、市長は、職権で、これを返還することができる。

(開館時間)

第10条 [略]

2 市長は、前項ただし書きの規定にかかわらず、施設等の使用の許可を受けようとする者の申請に基づき、午後5時から午後9時までの間で許可した時間について開館することができる。

3 前条第2項又は前項の規定により開館する場合にあっては、市長が使用を許可した時間を開館時間とする。

4 [略]

別表(第3条関係)

公民館	附属設備	使用料
神戸市立住之江公民館	デジタルプロジェクター	1台1回につき 500円
[略]	[略]	[略]

2 条例第11条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、様式第4号による神戸市公民館使用料返還申請書に様式第2号の神戸市公民館使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

(開館時間)

第10条 [略]

2 市長は、前項ただし書きの規定にかかわらず、施設等の使用の許可を受けようとする者の申請に基づき、午後6時から午後9時までの間で許可した時間について開館することができる。

3 前条第2項の規定により開館する場合にあっては、市長が使用を許可した時間を開館時間とする。

4 [略]

別表(第3条関係)

公民館	附属設備	使用料
神戸市立住之江公民館	パーソナルコンピュータ	1台1回につき 300円
神戸市立住之江公民館	デジタルプロジェクター	1台1回につき 500円
[略]	[略]	[略]

備考 使用の回数については、条例別表第1号の表に規定する施設の使用料の使用時間の区分に従い、同表の午前、午後（正午から午後2時まで）、午後（午後2時から午後4時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）又は夜間の使用をもって1回の使用とする。

備考 使用の回数については、条例別表第1号の表に規定する施設の使用料の使用時間の区分に従い、同表の午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後3時から午後5時まで）又は夜間の使用をもって1回の使用とする。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

受付番号

年 月 日

神戸市公民館使用許可申請書

神戸市長 宛

申請者 1.住 所 \_\_\_\_\_

2.団 体 名 \_\_\_\_\_

3.代表者名又は氏名(フリガナ) \_\_\_\_\_

生年月日( 年 月 日)

電 話 ( ) - \_\_\_\_\_

次のとおり使用の許可を申請します。

使用目的 (会議等名称)		施設名	使用する 附属設備	人 数	施設 使用料	附属設備 使用料	使用料 合計(円)
使用日時 (該当区分の□にレを入れてください)							
月 日 ( )							
<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後1 <input type="checkbox"/> 午後2 <input type="checkbox"/> 午後3 <input type="checkbox"/> 夜間							
月 日 ( )							
<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後1 <input type="checkbox"/> 午後2 <input type="checkbox"/> 午後3 <input type="checkbox"/> 夜間							
月 日 ( )							
<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後1 <input type="checkbox"/> 午後2 <input type="checkbox"/> 午後3 <input type="checkbox"/> 夜間							
月 日 ( )							
<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後1 <input type="checkbox"/> 午後2 <input type="checkbox"/> 午後3 <input type="checkbox"/> 夜間							
				合 計			

【使用時間の区分】 午前(午前9時~正午)・午後1(正午~午後2時)・午後2(午後2時~午後4時)・午後3(午後4時~午後6時)・夜間(午後6時~午後9時)

※ なお、暴力団の活動に使用されることにより暴力団の利益になるときなど、法令又は条例の規定によりその使用が認められないときには、使用の許可をせず、又は許可を取り消す等の措置をとります。また、暴力団の排除を図るため必要があるときは、兵庫県警察本部長にその意見を聴くことがあります。

※太線の枠内は、記入しないでください。

承認欄 決裁日 年 月 日

承認欄	館長	副館長	係
決			
裁			

取扱者印	検査印

納入通知番号( ) 調定日( . . ) 収入日( . . )

様式第2号（第2条関係）

受付番号

年 月 日

## 神戸市公民館使用許可書

申請者 1. 住 所 \_\_\_\_\_  
 2. 団 体 名 \_\_\_\_\_  
 3. 代表者名又は氏名（フリガナ） \_\_\_\_\_  
 生年月日（ 年 月 日） \_\_\_\_\_  
 電 話（ ） \_\_\_\_\_

神戸市長 印

次のとおり使用を許可します。

使用目的 (会議等名称)		施設名	使用する 附属設備	人数	施設 使用料	附属設備 使用料	使用料 合計(円)
使用日時 (該当区分の□にレを入れてください)							
月 日 ( )							
□午前 □午後1 □午後2 □午後3 □夜間							
月 日 ( )							
□午前 □午後1 □午後2 □午後3 □夜間							
月 日 ( )							
□午前 □午後1 □午後2 □午後3 □夜間							
月 日 ( )							
□午前 □午後1 □午後2 □午後3 □夜間							
				合 計			

【使用時間の区分】 午前（午前9時～正午）・午後1（正午～午後2時）・午後2（午後2時～午後4時）・午後3（午後4時～午後6時）・夜間（午後6時～午後9時）

※ なお、暴力団の活動に使用されることにより暴力団の利益になるときなど、法令又は条例の規定によりその使用が認められないときには、許可を取り消す等の措置をとります。また、暴力団の排除を図るため必要があるときは、兵庫県警察本部長にその意見を聴くことがあります。

## 神戸市公民館使用料領収証書

上記の金額を領収しました。

年 月 日

神戸市立 公民館  
 出納員 公民館長

出納員領収印

※この許可書は施設等を使用する際、窓口に提示してください。

※使用料の返還を受けようとする際は、神戸市公民館使用料返還申請書に本書を添えて提出してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の神戸市公民館条例施行規則（以下「新規則」という。）を施行するために必要な使用の許可、使用料の収受その他必要な行為は、この規則の施行前においても、新規則の例によりすることができる。

神戸市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和4年7月1日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第23号

神戸市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

第1条 神戸市立図書館条例の一部を改正する条例（令和2年7月条例第20号）

のうち神戸市立図書館条例（昭和25年10月条例第206号）第2条の改正規定（同条の表神戸市立三宮図書館の項の改正規定に限る。）の施行期日は、令和4年7月26日とする。

第2条 神戸市立図書館条例の一部を改正する条例（令和3年7月条例第10号）

の施行期日は、令和4年10月1日とする。

神戸市開発事業の手續及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月5日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第24号

神戸市開発事業の手續及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市開発事業の手續及び基準に関する条例施行規則（平成29年7月規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（事業の一体性）</p> <p>第19条 条例第28条第1項ただし書の規則に定める要件は、次に掲げる要件とする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 当該2以上の事業が次に掲げる要件のいずれも満たさないこと。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 近接している2以上の土地が従前から一の建築物の敷地であ</p>	<p style="text-align: center;">（事業の一体性）</p> <p>第19条 条例第28条第1項ただし書の規則に定める要件は、次に掲げる要件とする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 当該2以上の事業が次に掲げる要件のいずれも満たさないこと。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 近接している2以上の土地が従前から一の建築物の敷地であ</p>

った等一体的利用がされていた土地であること。

った等一体的利用がされていた土地又は所有者が同一であった土地であること。

様式第1号から様式第3号までの規定中「氏名又は名称」<sup>①</sup>を「氏名又は名称」に改める。

様式第8号中

「住所：  
開発事業者 氏名又は名称：<sup>①</sup>」を  
「住所  
開発事業者 氏名又は名称」に改める。

様式第9号及び様式第10号中「氏名又は名称」<sup>①</sup>を「氏名又は名称」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年7月11日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の神戸市開発事業の手続及び基準に関する条例施行規則第19条の規定は、この規則の施行の日以後に神戸市開発事業の手続及び基準に関する条例（平成29年4月条例第1号）第6条第1項の規定による審査の申出をした開発事業について適用し、同日前に同項の規定による審査の申出をした開発事業については、なお従前の例による。

(規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正)

3 神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則（令和3年3月規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改

正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
規則名	条項又は様式番号	規則名	条項又は様式番号
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市療育センター条例施行規則（平成27年3月規則第62号）	[略]	神戸市療育センター条例施行規則（平成27年3月規則第62号）	[略]
		神戸開発事業の手續及び基準に関する条例施行規則（平成29年7月規則第8号）	様式第1号
			様式第2号
			様式第3号
			様式第8号
			様式第9号
			様式第10号
[略]	[略]	[略]	[略]

## 告 示

## 神戸市告示第284号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次に掲げる業務に係る手数料の徴収業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年7月1日

神戸市長 久元喜造

## 1 業務名及び受託者

業 務 名	受 託 者
神戸市神鉄シニア利用促進バス“神鉄シーパスワン北神”神戸市営地下鉄三宮駅定期券発売所における販売委託業務	姫路市西駅前町1番地 神姫バス株式会社 取締役社長 長尾 真

## 2 委託期間

令和4年7月1日から令和5年3月31日まで

## 神戸市告示第285号

次の港湾施設について、令和4年7月5日から、その規模を改める。

令和4年7月5日

神戸市長 久元喜造

規模を改める港湾施設  
道路

名 称	位 置	規 模			
		変更前		変更後	
		延 長	幅 員	延 長	幅 員
新港ふ頭地域道路 (第2突堤)	神戸市中央区 新港町 第2突堤	345m	14.5m	29.84m	最小 15.20m 最大 18.18m

## 神戸市告示第293号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月6日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称  
印路自治会
- (2) 主たる事務所  
神戸市西区岩岡町印路764番地の1
- (3) 代表者の氏名  
竹本 久保
- (4) 代表者の住所  
神戸市西区岩岡町印路708番地

2 変更があった事項及びその内容

- (1) 平成30年4月1日に変更があった事項及びその内容
  - ア 代表者の氏名  
「安尾 勝」を「安尾 知実」に改める。
  - イ 代表者の住所  
「神戸市西区岩岡町印路696番地」を「神戸市西区岩岡町印路725番地の6」に改める。
- (2) 令和2年4月1日に変更があった事項及びその内容
  - ア 代表者の氏名  
「安尾 知実」を「安尾 和彦」に改める。
  - イ 代表者の住所  
「神戸市西区岩岡町印路725番地の6」を「神戸市西区岩岡町印路27番地」に改める。
- (3) 令和4年4月1日に変更があった事項及びその内容
  - ア 代表者の氏名  
「安尾 和彦」を「竹本 久保」に改める。
  - イ 代表者の住所  
「神戸市西区岩岡町印路27番地」を「神戸市西区岩岡町印路708番地」に改める。
  - ウ 区域  
「神戸市西区岩岡町印路702番地、同700番地、同696番地、同699番地、同708番地、同706-5番地、同707-1番地、同724番地、同726番地、同725-6番地、同766番地、同759-3番地、同752-1番地、同27番地、同770番地、同33番地、同33-1番地、同788-2番地、同56番地、同853番地、同85-1番地、同877-2番地、同909-1番地と神戸市西区岩岡町岩岡11番地、同4番地、同44-2番地とする」を  
「神戸市西区岩岡町印路702番地、同700番地、同696番地、同699番地、同708番地、同706-5番地、同707-1番地、同724番地、同726番地、同725-6番地、同766番地、同759-3番地、同752-1番地、同27番地、同770番地、同33-1番地、同767-3番地、同56番地、同853番地、同85-1番地、同877-2番地、同909-1番地と神戸市西区岩岡町岩岡11番地、同4番地、同44-2番地とする」に改める。

**神戸市告示第294号**

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月6日

神戸市長 久元喜造

## 1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称  
境ヶ丘水交会
- (2) 主たる事務所  
神戸市垂水区塩屋町2丁目2番2号
- (3) 代表者の氏名  
赤澤 治
- (4) 代表者の住所  
神戸市垂水区塩屋町2丁目2番2号

## 2 変更があった事項及びその内容

- (1) 主たる事務所の所在地  
「神戸市垂水区塩屋町2丁目4番52号」を「神戸市垂水区塩屋町2丁目2番2号」に改める。
- (2) 代表者の氏名  
「伊藤 欣二」を「赤澤 治」に改める。
- (3) 代表者の住所  
「神戸市垂水区塩屋町2丁目4番52号」を「神戸市垂水区塩屋町2丁目2番2号」に改める。

## 3 変更の年月日

令和4年5月22日

**神戸市告示第295号**

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月6日

神戸市長 久元喜造

## 1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称  
松風台自治会
- (2) 主たる事務所  
神戸市垂水区松風台1丁目9番3号

(3) 代表者の氏名

中島 百合子

(4) 代表者の住所

神戸市垂水区松風台1丁目14番5号

2 変更があった事項及びその内容

(1) 令和3年4月4日に変更があった事項及びその内容

ア 代表者の氏名

「長谷川 守央」を「服部 守」に改める。

イ 代表者の住所

「神戸市垂水区松風台1丁目5番24号」を「神戸市垂水区松風台1丁目10番17号」に改める。

(2) 令和4年4月3日に変更があった事項及びその内容

ア 代表者の氏名

「服部 守」を「中島 百合子」に改める。

イ 代表者の住所

「神戸市垂水区松風台1丁目10番17号」を「神戸市垂水区松風台1丁目14番5号」に改める。

**神戸市告示第296号**

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月6日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

天ヶ岡自治会

(2) 主たる事務所

神戸市西区岩岡町岩岡135番地の3

(3) 代表者の氏名

藤田 勲

(4) 代表者の住所

神戸市西区岩岡町岩岡167番地

2 変更があった事項及びその内容

(1) 平成30年1月7日に変更があった事項及びその内容

ア 代表者の氏名

「藤田 忠博」を「藤田 善彦」に改める。

イ 代表者の住所

「神戸市西区岩岡町岩岡181番地の37」を「神戸市西区岩岡町岩岡25番地」に改める。

(2) 令和2年4月1日に変更があった事項及びその内容

ア 代表者の氏名

「藤田 善彦」を「藤田 充」に改める。

イ 代表者の住所

「神戸市西区岩岡町岩岡25番地」を「神戸市西区岩岡町岩岡160番地の7」に改める。

(3) 令和4年4月1日に変更があった事項及びその内容

ア 代表者の氏名

「藤田 充」を「藤田 勲」に改める。

イ 代表者の住所

「神戸市西区岩岡町岩岡160番地の7」を「神戸市西区岩岡町岩岡167番地」に改める。

---

### 神戸市告示第297号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月6日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

本多聞6丁目自治会

(2) 主たる事務所

神戸市垂水区本多聞6丁目11番10-2号

(3) 代表者の氏名

大川 麻衣

(4) 代表者の住所

神戸市垂水区本多聞6丁目11番10-2号

2 変更があった事項及びその内容

(1) 主たる事務所の所在地

「神戸市垂水区本多聞6丁目14番23号」を「神戸市垂水区本多聞6丁目11番10-2号」に改める。

(2) 代表者の氏名

「田中 耕二」を「大川 麻衣」に改める。

(3) 代表者の住所

「神戸市垂水区本多聞6丁目14番23号」を「神戸市垂水区本多聞6丁目11番10-2号」に改める。

3 変更の年月日

令和4年4月23日

**神戸市告示第298号**

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月6日

神戸市長 久元喜造

**1 届け出た地縁による団体****(1) 名称**

矢元台自治会

**(2) 主たる事務所**

神戸市垂水区西舞子8丁目5番30号

**(3) 代表者の氏名**

友永 達男

**(4) 代表者の住所**

神戸市垂水区西舞子8丁目10番14号

**2 変更があった事項及びその内容****(1) 代表者の氏名**

「平岡 加奈恵」を「友永 達男」に改める。

**(2) 代表者の住所**

「神戸市垂水区西舞子8丁目5番32号」を「神戸市垂水区西舞子8丁目10番14号」に改める。

**(3) 区域**

「神戸市垂水区西舞子8丁目1番地及び3番地から11番地（明舞団地公道沿いを除き）、12番地から16番地及び、20番地。神戸市垂水区西舞子9丁目10番地から16番地までとする。」を「神戸市垂水区西舞子8丁目1番地及び3番地から11番地（明舞団地公道沿いを除き）、12番地から16番地及び、20番地。神戸市垂水区西舞子8丁目89番地2～89番11、89番13～89番17。神戸市垂水区西舞子9丁目10番地から16番地までとする。」に改める。

**3 変更の年月日**

令和4年5月29日

**神戸市告示第301号**

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）第23条の2項及び3項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月19日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。
- 2 保管期間  
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
  - (1) 西部保管所・西代保管所
    - ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。
    - イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。
  - (2) 須磨保管所・名谷保管所
    - ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。  
（ただし、即時撤去日より7日間は（1）と同様の運用とする。）
    - イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 22台 原動機付自転車 1台	令和4年6月8日	神戸市須磨区妙法寺字ヌメリ石1番地の1 建設局西部建設事務所 電話742-2424
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 7台 原動機付自転車		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車	令和4年6月9日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 20台 原動機付自転車 1台		
須磨区西落合6丁目1番名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車	令和4年6月14日	
	長田・須磨区管内長期	自転車 3台		

	放置	原動機付自転車		
長田区西代通 1丁目1番西 代保管所	板宿駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 1台		令和4年6 月15日
	長田・須磨区管内長期 放置	自転車 6台 原動機付自転車		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車		令和4年6 月16日
	長田・須磨区管内長期 放置	自転車 5台 原動機付自転車		
長田区西代通 1丁目1番西 代保管所	高速長田駅周辺自転車 等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 1台		令和4年6 月21日
	長田・須磨区管内長期 放置	自転車 5台 原動機付自転車		
須磨区須磨浦 通2丁目2番 須磨保管所	須磨・須磨海浜公園駅 周辺自転車等放置禁止 区域	自転車 4台 原動機付自転車		令和4年6 月22日
	長田・須磨区管内長期 放置	自転車 2台 原動機付自転車		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 37台 原動機付自転車		令和4年6 月23日
	長田・須磨区管内長期 放置	自転車 24台 原動機付自転車		
長田区西代通 1丁目1番西 代保管所	板宿・西代駅周辺自転 車等放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車		令和4年6 月28日
	長田・須磨区管内長期 放置	自転車 24台 原動機付自転車 1台		

**神戸市告示第302号**

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条に規定する方法による住居表示の実施のため、町及び字の区域及びその名称を変更するに当たり、同法第5条の2第1項の規定により、その案を次のとおり告示する。

別図1及び別図2は行財政局住民課及び垂水区総務部まちづくり課に備え置く。

令和4年7月19日

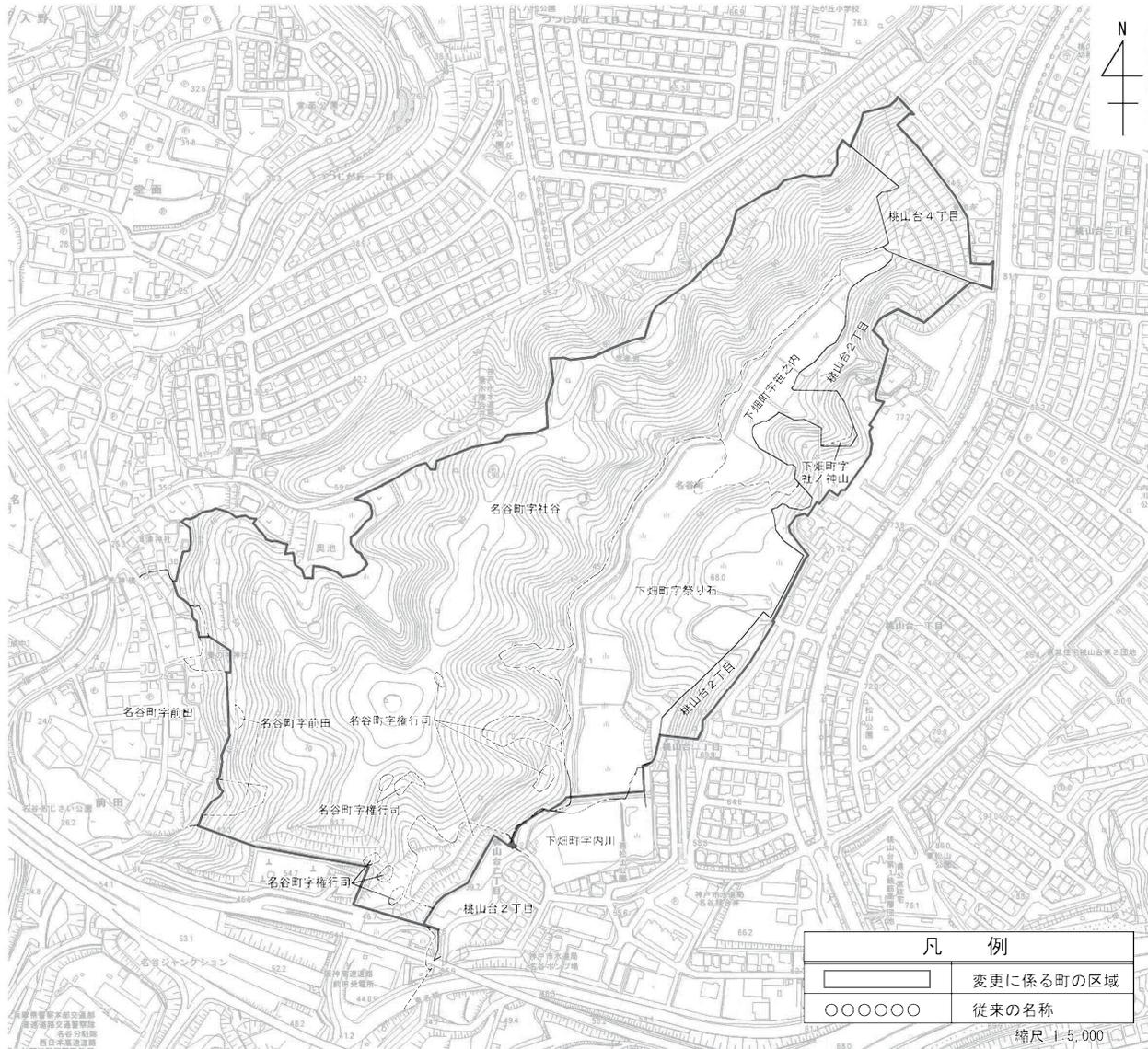
神戸市長 久元喜造

1 変更案の内容

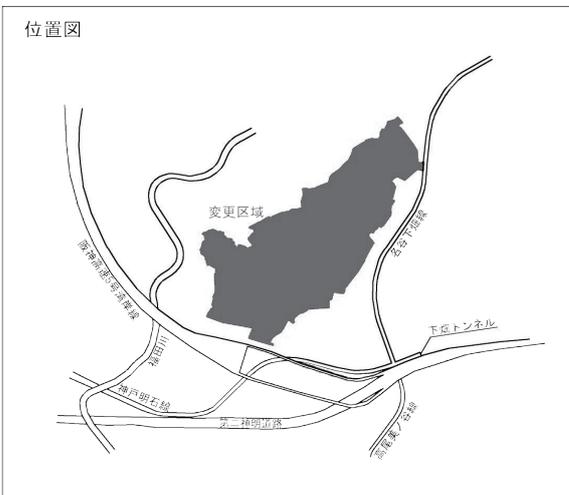
別図1に示す区域を、別図2に定める町名に変更する。

なお、別図1の区域に存する変更前の小字は、変更の際に廃止する。

別図1



別図2



## 神戸市告示第303号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年7月19日

神戸市長 久元喜造

名 称	所 在 地	指定年月日
日山クリニック	神戸市東灘区本山中町4丁目6番15号	令和4年7月1日
社会医療法人社団正峰会 桃山台せいほうクリニック	神戸市垂水区桃山台5丁目1116番16号	令和4年6月1日
やまね小児科	神戸市北区藤原台中町1丁目2番1号	令和4年7月1日
クラッセ歯科クリニック	神戸市東灘区御影中町3丁目2番1号	令和4年1月1日
医療法人みなと元町歯科	神戸市中央区元町通5丁目3番10号	令和4年6月1日
ココカラファイン薬局 ビエラ御影店	神戸市東灘区御影本町4丁目10番1号	令和4年7月1日
調剤薬局マツモトキヨシ六甲道店	神戸市灘区森後町3丁目5番41号	令和4年7月1日
サポート薬局	神戸市兵庫区下沢通7丁目1番31号	令和4年6月1日
調剤薬局マツモトキヨシ阪急春日野道駅前店	神戸市中央区国香通1丁目1番1号	令和4年7月1日
ハーブ薬局	神戸市中央区磯上通3丁目1番29号	令和4年6月1日
エストみなとがわ訪問看護ステーション	神戸市東灘区本山南町8丁目5番29号	令和4年4月1日
みんなのかかりつけ訪問看護ステーション神戸	神戸市兵庫区浜崎通5番24号	令和4年5月1日
神戸徳洲会訪問看護ステーション	神戸市垂水区千代が丘1丁目1番12号	令和3年10月1日
訪問看護ステーション彩	神戸市北区緑町3丁目1番30号	令和4年2月1日

## 神戸市告示第304号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年7月19日

神戸市長 久元喜造

名 称	所 在 地	変更年月日
(新) かがやき糖尿病内分泌 クリニック新神戸 (旧) 新神戸おかだクリニッ ク	神戸市中央区加納町1丁目3番2号	令和4年6月1日

**神戸市告示第305号**

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年7月19日

神戸市長 久元喜造

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人社団村田医院	神戸市東灘区岡本3丁目12番12号	令和4年7月1日
すすむ会クリニック	神戸市垂水区桃山台5丁目1116番16号	令和4年5月31日
藤本歯科医院	神戸市東灘区魚崎中町3丁目4番27号	令和4年5月6日
クラッセ歯科クリニック	神戸市東灘区御影中町3丁目2番1号	令和3年12月31日
みなと元町歯科	神戸市中央区元町通5丁目3番10号	令和4年5月31日
調剤薬局マツモトキヨシ六甲 道店	神戸市灘区森後町3丁目5番41号	令和4年6月30日
こみち薬局	神戸市兵庫区下沢通7丁目1番31号	令和4年5月31日
ハーブ薬局	神戸市中央区磯上通3丁目1番29号	令和4年5月31日
調剤薬局マツモトキヨシ阪急 春日野道駅前店	神戸市中央区国香通1丁目1番1号	令和4年6月30日
訪問看護ステーション DE S I R	神戸市長田区长尾町2丁目2番5号	令和4年6月30日
ぽー愛訪問看護ステーション	神戸市中央区八幡通4丁目2番9号	令和4年6月30日

**神戸市告示第306号**

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活

保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年7月19日

神戸市長 久元喜造

あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
訪問鍼灸かけはし治療院	山中 崇雅	大阪府大阪市阿倍野区阪南町4丁目18番14号	令和4年5月1日
フレアス在宅マッサージ鍼灸院	大嶋 陵	大阪府吹田市垂水町3丁目2番1号	令和4年6月1日

はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
HPHマッサージ	高岸 和正	神戸市垂水区向陽2丁目6番18号	令和4年7月1日
フレアス在宅マッサージ鍼灸院	大嶋 陵	大阪府吹田市垂水町3丁目2番1号	令和4年6月1日

### 神戸市告示第307号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年7月19日

神戸市長 久元喜造

1 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	廃止年月日
よりそい鍼灸院	畑 和志	神戸市北区鈴蘭台南町3丁目7番49号	令和4年5月23日

### 神戸市告示第308号

次の介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年7月19日

神戸市長 久元喜造

当該指定にかかる介護事業所の名称	当該指定にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービス種類
楽ちん訪問介護ステーション	神戸市須磨区大田町2丁目1番13号	一般社団法人らくちん	神戸市須磨区北落合3丁目38番218号	令和4年5月14日	訪問介護 介護予防訪問介護

神戸市告示第309号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年7月19日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
(新) かがやき糖尿病内分泌クリニック 新神戸 (旧) 新神戸おかだクリニック	神戸市中央区加納町1丁目3番2号	医療法人KD EC	神戸市中央区加納町1丁目3番2号	令和4年6月1日	訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導

## 神戸市告示第310号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年7月19日

神戸市長 久元喜造

当該廃止にかかる介護事業所の名称	当該廃止にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービス種類
すすむ会クリニック	神戸市垂水区 桃山台5丁目 1116番16号	医療法人社団 すすむ会	兵庫県明石市松 が丘1丁目15番 3号	令和4年5 月31日	訪問看護 訪問 リハビリテー ション 居宅療養管理 指導 介護予 防訪問看護 介護予防訪問 リハビリテー ション 介護予防居宅 療養管理指導
ハーブ薬局	神戸市中央区 磯上通3丁目 1番29号	ハーブ株式会 社	神戸市中央区磯 上通3丁目1番 29号	令和4年5 月31日	居宅療養管理 指導 介護予 防居宅療養管 理指導
調剤薬局マツ モトキヨシ阪 急春日野道駅 前店	神戸市中央区 国香通1丁目 1番1号	株式会社マツ モトキヨシフ ァーマシーズ	千葉県松戸市新 松戸東9番地1	令和4年6 月30日	居宅療養管理 指導 介護予 防居宅療養管 理指導
楽ちん訪問介 護ステーション	神戸市須磨区 戎町1丁目2 番7号	一般社団法人 らくちん	兵庫県明石市朝 霧町1丁目26番 1号	令和4年5 月13日	訪問介護 介護予防訪問 介護

公 告

## 神戸市公告第105号

西神住宅第2団地において、生活利便施設の建設・運営することを条件とした入札により土

地を売却します。

令和4年7月4日

神戸市長 久元喜造

1 分譲場所

神戸市西区井吹台西町6丁目49番4

2 分譲面積

2,890.28㎡

3 最低売却価額

231,000,000円（この金額未満の入札は無効）

4 分譲条件等

(1) 土地利用目的

- ① 本件土地の利用目的は、生活利便施設を自ら建設・運営すること。
- ② 本件土地の引渡しの日から翌日から起算して原則2年を経過する日までに、生活利便施設の建設工事を完了し、営業を開始すること。
- ③ 土地譲渡契約締結の日から起算して10年間は、上記①で定める用途に供する必要があります。
- ④ 土地譲渡契約締結の日から起算して10年以内に、市の承認を得て本件土地所有権を移転する場合、上記①～③の義務を書面により承継させてください。

(2) 公序良俗に反する仕様の禁止、風俗営業等の禁止

- ① 本件土地を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に供することはできません。
- ② 本件土地を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第11項に定める特定遊興飲食店営業の用に供することはできません。
- ③ 本件土地を、上記①②と同等類似と認められる用途に供することはできません。
- ④ 本件土地の所有権を第三者に移転する場合には、上記①～③の使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対して上記①～③の定めを反する使用をさせてはなりません。また、第三者が本件土地の所有権を移転する場合にも同様に上記①～③の内容を転得者に承継することを書面で義務づけてください。併せて、本件土地を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して上記①～③の定めを反する使用をさせてはならず、譲受人は上記①②の使用の禁止を免れるものではありません。上記①②について、市が必要であると判断した場合、実地調査等を行うため、譲受人は協力しなければなりません。

(3) 権利譲渡の禁止

土地譲渡契約締結の日から起算して10年間は、本件土地及びその上に建築された建築物に関する所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は権利の移転はできません。ただし、市の承認を得た場合はこの限りではありません。

(4) 契約の履行

契約条項の違反若しくは不履行があったときは、原則として、次の措置を講じます。

① 違約金の徴収

違約金は、違反若しくは不履行がある都度お支払いいただきます。

② 損害賠償の請求

③ 契約の解除

④ 買戻権の行使

契約条件に違反したときは、上記①の違約金の徴収に加え、市が買戻しをすることができるものとします。

(5) 地役権設定による制限等

① 本件土地の一部上空にかかる送電線の下には、「電気設備に関する技術基準を定める省令」に基づき建築制限（送電線が盛夏時、最も垂れ下がった状態で、送電線各位置から3.75mの離隔をとった範囲内での建築を制限）がかかります。

当該地での建築物可能高さは、現況地盤高から概ね30m（アンテナ等を含む高さ）となります。

② 敷地に隣接する鉄塔敷地の維持管理上、関西電力送配電株式会社が敷地内に立ち入り作業をする場合がありますので、ご了解願います。

(6) その他の条件

本件土地南側の法面の維持管理上、必要が生じたときに、市が年に数回程度、敷地内に立ち入り作業をする場合がありますので、ご了解いただくとともに、建物の配置は南側法面から4m以上離れた位置として計画してください。

5 申込資格

次の各号の要件を全て満たしていること。

(1) 本実施要領の基本方針に沿った生活利便施設の建設及び運営に必要な資力、信用及び技術的能力等を有する法人。

(2) 土地譲渡代金の支払能力を有すること。

(3) 以下の事項に該当しないこと。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申し立て、若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（ただし、更生計画認可決定や再生計画認可決定がなされている場合はこの限りではありません）。

③ 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人。

④ 市における不動産の売払いに係る契約手続きにおいて、次の事項のいずれかに該当すると市が認めたときから2年を経過しない法人。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

ア 市から指名停止措置を受けている法人。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたと

き。

エ 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。

オ 落札したにもかかわらず正当な理由がなく、契約を締結しなかったとき。

カ 市における競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人、その他使用人として使用しているとき。

⑤ 禁固以上の刑に処され、その施行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当する役員がいる法人。

⑥ 国税（法人税、消費税）、地方消費税及び市が賦課する税について未納の税額がある企業。

⑦ 買受けた不動産を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等、公序良俗に反する用に使用しようとする者。

⑧ 次の事項のいずれかに該当すると認められる者。

ア 市から直接に又は第三者を経由して不動産を買受け又は借受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定めに違反した者。

イ アに該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位（以下「代表者等の地位」という。）に現にある者及び違反時にあった者。

ウ ア又はイに該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体。

⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員もしくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団員等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）等でないこと。

## 6 実施要領の配布期間、配布場所等

### (1) 配布期間

令和4年7月4日（月）から

### (2) 配布場所

市ホームページ

[https://www.city.kobe.lg.jp/a80577/business/recruit/seishindai\\_2\\_danchi.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a80577/business/recruit/seishindai_2_danchi.html)

### (3) 問い合わせ先

都市局新都市管理課（三宮国際ビル9階）

電話番号078-595-6781

## 7 申込書類の受付

### (1) 受付期間（事前の電話予約が必要）

令和4年8月22日（月）から令和4年8月26日（金）午前9時から午後5時まで

### (2) 受付場所

都市局新都市管理課（三宮国際ビル9階）

### (3) 入札参加者の決定及び入札必要書類の送付

提出書類が土地利用条件等と合致している応募参加者のみ入札参加を認めます。参加資格の決定結果は、書面により応募申込者に通知します。

## 8 入札保証金の納付について

入札に参加するには、事前に入札保証金額（11,550,000円）を納めていただく必要があります。

## 9 入札方法

## (1) 札書の記載

入札書に必要事項を記載し、実印を押印して下さい。

## (2) 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 「入札書」が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- ② 「入札保証金提出書」の提出がないとき。
- ③ 最低売却価格に達しない金額をもって入札したとき。
- ④ 「入札書」の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- ⑤ 「入札書」に記名及び押印がないとき。
- ⑥ 「入札書」の金額のはじめの数字の前に「¥」マークがないとき。
- ⑦ 2通以上の「入札書」を提出したとき。
- ⑧ 入札保証金を納付せず、又はその金額に不足があるとき。
- ⑨ 入札者の資格のない者が入札したとき。
- ⑩ 市から交付された「入札書」以外の入札書により入札したとき。
- ⑪ 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により「入札書」に記入したとき。
- ⑫ 「入札書」の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- ⑬ 上記①～⑫に掲げるものの他、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 開札

## (1) 開札の日時について

令和4年10月12日（水）午前10時より

## (2) 落札者の決定

本市の最低売却価格（231,000,000円）以上の価格で、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

## 神戸市公告第106号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による神戸国際港都建設道路事業の認可の告示（令和4年兵庫県告示）があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告します。

令和4年7月5日

神戸市長 久元喜造

## 1 施行者の名称

神戸市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設道路事業

3.3.1号 有野藤原線

3 事務所の所在地

神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号

4 事業地の所在

ア 収用の部分

兵庫県神戸市北区有野町有野字西岡場、字岡場、有野町中町1丁目地内

イ 使用の部分

兵庫県神戸市北区有野町有野字西岡場地内

神戸市公告第107号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により兵庫県知事から次の都市計画事業の認可に係る事業地を表示する図面及び設計の概要を表示する図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により当該図書の写しを神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号神戸市建設局道路工務課において公衆の縦覧に供します。

令和4年7月5日

神戸市長 久元喜造

1 施行者の名称

神戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設道路事業

3.3.1号 有野藤原線

3 事業施行期間

自令和4年6月28日、至令和9年3月31日

4 事業地

ア 収用の部分

兵庫県神戸市北区有野町有野字西岡場、字岡場、有野町中町1丁目地内

イ 使用の部分

兵庫県神戸市北区有野町有野字西岡場地内

水道局

神戸市水道告示第17号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和4年7月19日

神戸市水道事業管理者 山本泰生

指定番号	名称	所在地	代表者	廃止年月日
70115	東光設備	神戸市兵庫区荒田町4丁目8-4	中多 健司	令和4年6月30日

## 人事委員会

令和4年度 神戸市職員（高校卒）、神戸市消防職員（高校卒）採用試験  
神戸市消防職員（大学卒（航海））採用選考  
神戸市職員（社会人（秋））採用試験（選考）  
就職氷河期世代を対象とした神戸市職員採用試験  
障害者を対象とした神戸市職員（高専・短大，高校卒）採用選考

受付期間 神戸市職員（高校卒）、神戸市消防職員（高校卒）採用試験  
神戸市職員（社会人（秋））採用試験（選考）  
就職氷河期世代を対象とした神戸市職員採用試験  
障害者を対象とした神戸市職員（高専・短大，高校卒）採用選考  
（インターネット）令和4年7月25日（月）～8月23日（火）正午

神戸市消防職員（大学卒（航海））採用選考  
（郵送）令和4年7月25日（月）～8月23日（火）  
\* 8月23日（火）までの消印があるものに限り有効

問い合わせ先 神戸市総合コールセンター 電話：（078）333-3330

## その他

### 神戸市職員共済組合公告第650号

神戸市職員共済組合定款第5条及び第38条の規定に基づき、令和3年度決算を次のとおり公告します。

令和4年7月19日

神戸市職員共済組合  
理事長 今西正男

短期経理  
貸借対照表

令和4年3月31日現在

借方		金額	貸方		金額
円	円	円	円	円	円
<u>流動資産</u>		5,060,507,689	<u>流動負債</u>		28,392,531
普通預金	2,006,844,185		未払金	10,148,462	
定期預金	3,000,000,000		預り金	595,332	
未収収益	68,999		前受収益	17,648,737	
未収金	2,421,505		<u>固定負債</u>		802,179,766
支払基金委託金	51,173,000		支払準備金	802,179,766	
<u>固定資産</u>		100,000	負債合計		830,572,297
加入金	100,000		<u>剰余金</u>		4,230,035,392
			利益剰余金	4,230,035,392	
			欠損金補てん積立金	451,766,177	
			短期積立金	3,768,193,271	
			介護積立金	10,075,944	
			資本合計		4,230,035,392
資産合計		5,060,607,689	負債・資本合計		5,060,607,689

短 期 経 理  
損 益 計 算 書

自 令和3年4月1日

至 令和4年3月31日

損 失		金 額	利 益		金 額
円	円		円	円	
経 常 費 用		10,934,837,040	経 常 収 益		10,926,996,097
事 業 費 用	10,934,837,040		事 業 収 益	10,244,288,134	
保 健 給 付	4,597,935,013		短 期 負 担 金	4,437,318,058	
休 業 給 付	627,116,734		介 護 負 担 金	653,649,884	
災 害 給 付	3,270,000		短 期 掛 金	4,432,583,250	
附 加 給 付	45,376,572		介 護 掛 金	653,805,649	
前 期 高 齢 者 納 付 金	1,032,041,690		短 期 任 意 継 続 掛 金	46,506,450	
後 期 高 齢 者 支 援 金	2,545,343,045		介 護 任 意 継 続 掛 金	7,119,028	
病 床 転 換 支 援 金	6,509		雑 収 入	13,305,815	
退 職 者 給 付 抛 出 金	81,021		補 助 金 等 収 入	682,209,924	
介 護 納 付 金	1,317,997,286		高 額 医 療 交 付 金	147,289,000	
一 部 負 担 金 払 戻 金	62,703,000		災 害 給 付 交 付 金	3,270,000	
連 合 会 払 込 金	148,494,618		育 児 ・ 介 護 休 業 手 当 金 交 付 金	520,052,723	
連 合 会 抛 出 金	554,471,552		調 整 負 担 金	11,598,201	
繰 入 金		21,669,000	補 助 金	0	
業 務 経 理 へ 繰 入	21,669,000		事 業 外 収 益	498,039	
次 年 度 繰 越 支 払 準 備 金		802,179,766	短 期 利 息 及 び 短 期 配 当 金	498,039	
次 年 度 繰 越 支 払 準 備 金	802,179,766		前 年 度 繰 越 支 払 準 備 金		723,434,067
特 別 損 失		145,485	前 年 度 繰 越 支 払 準 備 金		723,434,067
前 期 損 益 修 正 損	145,485		特 別 利 益		31,806
当 期 利 益 金		0	前 期 損 益 修 正 益	31,806	
当 期 短 期 利 益 金	0		当 期 損 失 金		108,369,321
当 期 介 護 利 益 金	0		当 期 短 期 損 失 金	104,946,596	
			当 期 介 護 損 失 金	3,422,725	
合 計		11,758,831,291	合 計		11,758,831,291

厚生年金保険経理  
貸借対照表

令和4年3月31日現在

借方		金額		貸方		金額	
	円	円	円		円	円	円
流動資産			1,613,430,955	流動負債			1,613,430,955
普通預金		1,612,039,240		未払金		1,612,990,400	
未収金		1,391,715		預り金		440,555	
資産合計			1,613,430,955	負債合計			1,613,430,955

厚生年金保険経理  
損益計算書

自令和3年4月1日  
至令和4年3月31日

損失		金額		利益			
	円	円	円		円	円	円
経常費用			26,294,037,559	経常収益			26,294,037,559
事業費用		26,294,037,559		事業収益		26,294,037,559	
負担金払込金	16,138,366,821			負担金	16,138,366,821		
組合員保険料払込金	10,155,670,738			組合員保険料	10,155,670,738		
合計			26,294,037,559	合計			26,294,037,559

退職等年金経理  
貸借対照表

令和4年3月31日現在

借方		金額		貸方		金額	
	円	円	円		円	円	円
流動資産			108,068,954	流動負債			108,068,954
普通預金		107,954,879		未払金		108,068,954	
未収金		114,075		預り金		0	
資産合計			108,068,954	負債合計			108,068,954

退職等年金経理  
損益計算書

自令和3年4月1日  
至令和4年3月31日

損失		金額		利益			
	円	円	円		円	円	円
経常費用			1,665,598,282	経常収益			1,665,598,282
事業費用		1,665,598,282		事業収益		1,665,598,282	
負担金払込金	832,719,220			負担金	832,719,220		
掛金払込金	832,879,062			掛金	832,879,062		
合計			1,665,598,282	合計			1,665,598,282

経過の長期経理  
貸借対照表

令和4年3月31日現在

借方		金額		貸方		金額	
	円	円	円		円	円	円
流動資産			738,886	流動負債			738,886
普通預金		738,886		未払金		738,886	
				預り金		0	
資産合計			738,886	負債合計			738,886

経過の長期経理  
損益計算書

自 令和3年4月1日  
至 令和4年3月31日

損失		金額		利益		金額	
	円	円	円		円	円	円
経常費用			131,060,880	経常収益			131,060,880
事業費用		131,060,880		事業収益		131,060,880	
負担金払込金	131,060,880			負担金	131,060,880		
合計			131,060,880	合計			131,060,880

退職等年金預託金管理経理  
貸借対照表

令和4年3月31日現在

借方		金額		貸方		金額	
	円	円	円		円	円	円
流動資産			11,086,448	固定負債			161,686,448
普通預金		11,086,443		連合会預託金		161,686,448	
未収収益		5					
固定資産			150,600,000				
投資その他資産		150,600,000					
長期貸付金	150,600,000						
資産合計			161,686,448	負債合計			161,686,448

退職等年金預託金管理経理  
損益計算書

自 令和3年4月1日  
至 令和4年3月31日

損失		金額		利益		金額	
	円	円	円		円	円	円
経常費用			1,648,929	経常収益			1,648,929
事業費用		1,648,929		運用収入		1,648,929	
支払利息	1,648,929			利息及び配当金	1,648,929		
合計			1,648,929	合計			1,648,929

業 務 経 理  
貸 借 対 照 表

令和4年3月31日現在

借 方		金 額	貸 方		金 額
	円	円		円	円
<u>流動資産</u>		310,746,739	<u>流動負債</u>		26,089,766
普通預金	310,746,739		未払金	25,732,251	
未収金	0		預り金	357,515	
<u>固定資産</u>		75,922	<u>固定負債</u>		0
有形固定資産	75,922		引当金	0	
器具及び備品	75,922		退職給与引当金	0	
			負債合計		26,089,766
			<u>剰余金</u>		284,732,895
			利益剰余金	284,732,895	
			積立金	284,732,895	
			資本合計		284,732,895
資 産 合 計		310,822,661	負 債 ・ 資 本 合 計		310,822,661

業 務 経 理  
損 益 計 算 書

自令和3年4月1日

至令和4年3月31日

損 失		金 額	利 益		金 額
円	円	円	円	円	円
経常費用		176,514,237	経常収益		184,374,860
事業費用	176,514,237		事業収益	184,374,860	
役員報酬	26,620		経常収益負担金	117,011,000	
職員給与	2,096,600		雑収入	77,066	
厚生費	29,755		補助金等収入		
旅費	6,640		連合会交付金	67,286,794	
事務費	14,723,303		繰入金		21,669,000
委託費	61,903,692		短期経理より繰入	21,669,000	
被服費	0		特別利益		0
修繕費	0		前期損益修正益	0	
賃借料	6,263,025				
普及費	0				
諸謝金	0				
負担金	2,298,357				
連合会分担金	6,008,114				
事務費負担金払込金	82,836,000				
減価償却費	322,131				
当期利益金		29,529,623			
当期利益金	29,529,623				
合 計		206,043,860	合 計		206,043,860

保 健 経 理  
貸 借 対 照 表

令和4年3月31日現在

借 方		金 額	貸 方		金 額
	円	円		円	円
流 動 資 産			流 動 負 債		
		835,944,963			46,642,238
普通預金		795,671,528	未払金	46,278,238	
立替金		13,041	前受金	80,000	
未収金		40,260,394	預り金	284,000	
固 定 資 産			負債合計		46,642,238
		36,520,000	剰余金		825,822,725
有形固定資産		36,520,000	資本剰余金	36,520,000	
建物	0		別途積立金	36,520,000	
器具及び備品	0		利益剰余金	789,302,725	
土地	36,520,000		欠損金補てん積立金	1,826,000	
			積立金	787,476,725	
			資本合計		825,822,725
資 産 合 計		872,464,963	負 債 ・ 資 本 合 計		872,464,963

保 健 経 理  
損 益 計 算 書

自 令和3年4月1日

至 令和4年3月31日

損 失		金 額	利 益		金 額
円	円	円	円	円	円
経常費用		441,781,009	経常収益		398,010,475
事業費用	441,781,009		事業収益	398,002,558	
職員給与	2,192,118		負担金	209,982,899	
厚生費	303,802,986		掛金	172,264,811	
特定健康診査等費	47,180,662		雑収入	15,754,848	
旅費	8,800		事業外収益	7,917	
事務費	595,814		利息及び配当金	7,917	
委託費	30,134,983		特別利益		3,177
委託管理費	46,784,324		前期損益修正益		3,177
光熱水料	36,472		当期損失金		46,184,972
燃料費	11,488		当期損失金	46,184,972	
賃借料	2,646,185				
保険料	190,160				
普及費	2,341,240				
負担金	1,327,696				
連合会分担金	4,513,781				
雑費	14,300				
特別損失		2,417,615			
前期損益修正損		10,314			
固定資産除却損		2,407,301			
合 計		444,198,624	合 計		444,198,624

貸付経理  
貸借対照表

令和4年3月31日現在

借方		金額	貸方		金額
	円	円		円	円
<u>流動資産</u>			30,528,671	<u>流動負債</u>	498,316
普通預金		30,022,945		未払金	408,857
未収収益		505,726		預り金	89,459
未収金		0		<u>固定負債</u>	150,600,000
<u>固定資産</u>		548,544,712		長期借入金	150,600,000
投資その他の資産		548,544,712		退職等年金預託金 管理経理より借入金	150,600,000
組合員貸付金	548,544,712			負債合計	151,098,316
				<u>剰余金</u>	427,975,067
				利益剰余金	427,975,067
				欠損金補てん積立金	27,427,236
				積立金	400,547,831
				資本合計	427,975,067
資産合計		579,073,383		負債・資本合計	579,073,383

貸 付 経 理  
損 益 計 算 書

自 令和3年4月1日  
至 令和4年3月31日

損 失		金 額	利 益		金 額
円	円	円	円	円	円
経 常 費 用		2,842,634	経 常 収 益		6,222,308
事 業 費 用	2,842,634		事 業 収 益	6,222,308	
旅 費	0		組 合 員 貸 付 金 利 息	6,109,308	
事 務 費	0		連 合 会 交 付 金	113,000	
委 託 費	2,112		特 別 利 益		0
貸 借 料	13,329		前 期 損 益 修 正 益	0	
普 及 費	0				
支 払 利 息	1,648,777				
連 合 会 払 込 金	1,178,416				
当 期 利 益 金		3,379,674			
当 期 利 益 金	3,379,674				
合 計		6,222,308	合 計		6,222,308